

# いちご道場 研修要綱

いちご新規就農支援協議会

## 1. 事業内容

### (1) 事業概要

管内農業は農業者の高齢化と後継者不足が経営意向調査等により顕著となっており、農家数の減少と産地規模縮小による販売額の段階的な減少が将来的に予想されます。管内農業を維持発展させるためには、新たな担い手の確保・育成による生産基盤の強化が必須であり、その為にいちご生産に取り組むことを希望する個人に生産技術、経営管理に関する研修を実施します。独立後はあまイチゴ組合に加入をしていただき、いちご新規就農支援協議会（以下、協議会という）で、農業経営等のサポートを行います。

### (2) 研修場所

あまイチゴ組合 組合員ほ場（愛西市・津島市）

※研修場所までは、原則研修生本人で移動をお願い致します。

### (3) 研修期間

令和7年6月から令和9年5月まで（2年間）

1年目（R7.6～R8.5） 受入農家をローテーションしながら、土耕栽培・高設栽培の技術を実地研修にて学んでいただきます。

組合行事（目揃え会・勉強会等）にも参加していただきます。

座学については、イチゴ栽培の基礎研修等の項目を中心に行います。

2年目（R8.6～R9.5） 引き続き受入農家をローテーションしながら、より高度な栽培技術を学んでいただきます。

1年目同様、組合行事にも参加していただきつつ、2年目から網室（共同苗栽培施設）の作業にも従事していただきます。

座学については、基礎知識の復習を行いつつ、経営に必要な手続き等の項目を中心に行います。就農計画の作成、各種補助金の申請等も進めさせていただきます。

#### (4) 研修内容

農家実習・協議会による研修を通じ、以下の内容で研修を行います。

項目	研修内容
基礎研修	肥料・農薬の基礎、病虫害管理、作業機使用方法、栽培の知識
実務研修	受入農家にて栽培技術指導、収穫・パック詰め等の調整作業
経営管理研修	施設投資・税務申告等の経営に必要な知識・手続き
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	あまイチゴ組合栽培研修会・目揃会等による交流

※通年で受入農家へ通えることが条件となります。

※研修内容は受入農家の指示により変更となる場合があります。

※研修期間の半年ごとに、必要な技術や知識が習得できているか効果確認を行います(面接)。意欲がないと認められる場合は、申し訳ございませんが、研修を終了させていただく場合があります。予めご了承ください。

#### (5) 研修支援先

協議会

(県・市町村・J A あいち海部・J A あいち経済連・受入経営体)

#### (6) 支援内容

##### 独立就農に向けた支援

J A ・県・市町村等が連携して、以下の事項を総合的に支援します。

- 研修終了後の就農に向けた就農計画の作成、各種補助金の申請
- 農地（借り入れ）及びハウス、農舎の斡旋
- 融資相談等、運転資金の調達

##### 補助制度

###### ○【就農準備資金】

対象者：就農予定時に49歳以下の研修期間中の研修生

支援額：12万5千円/月（150万円/2年間） 最長2年間

※申請には条件があります。

※毎年制度が見直される可能性があります。

○【経営開始資金】

対象者：経営開始時に49歳以下の認定新規就農者

支援額：12万5千円/月（150万円/3年間） 最長3年間

※申請には条件があります。

※毎年制度が見直される可能性あり。

○【経営発展支援事業】

対象者：49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、  
都道府県からの支援を受ける者

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

対象経費：機械（軽トラ除く）・施設等

※申請には条件があります。

※毎年制度が見直される可能性あり。

(7) 研修条件

ア、研修に係る誓約書の締結は必須とさせていただきます。

イ、研修時間：午前8時から午後5時

※受入農家の指示により変動する場合があります。

ウ、休憩時間：午後12時から午後1時までの1時間

※受入農家の指示により変動する場合があります。

エ、休憩場所：原則、研修先で休憩とします。研修先にて不都合がある場合は、  
JA施設（園芸課、北部営農センター、各支店等）の利用も可とします。

オ、休日：土・日曜日

※収穫時期等の繁忙期は休日に研修を実施することがあります。

(8) 研修費用

研修費用は無料です。（生活費・交通費・昼食代等は自己負担となります。）  
また、研修期間内の作業・時間外作業等への対価はお支払いできません。これは就農準備資金を申請する場合、受入農家から研修生へ賃金の支払いがあると、資金の返還となるためです。予めご了承ください。

個人的に必要な道具や消耗品等は各自で持参をお願い致します。けがや病気の治療については、研修生負担とさせていただきます。尚、傷害保険の加入は必須とし、JAから傷害保険の斡旋をさせていただきます。